

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和元年第3回小坂町議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議会運営委員会から提案をいたします。

本臨時会についての議会運営委員会を7月29日に開催いたしました。

本臨時会に係る案件は、一般会計補正予算1件であります。

したがいまして、議会運営委員会といたしましては、会期を本日1日間とすることを提案をいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本臨時会の会期につきましては、ただいまの運営委員長の報告のとおり、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第48号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、令和元年の第3回小坂町議会（臨時会）を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中ご参会を賜り、まことにありがとうございます。

本議会に提出いたします議案は、一般会計補正予算1件であります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第48号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、法人町民税の還付に係る経費と秋田県信用組合から寄附されました学校図書購入に係る経費を計上いたしました。

法人町民税の還付については、平成30年度に中間納付された小坂製錬株式会社ほか2社のDOWAホールディングスグループ会社からの町民法人税について、平成30年確定申告により還付が必要となりましたことから、その還付額606万円を措置いたしました。

還付が必要となった原因は、製錬原料の値上がりや電力単価の上昇等の影響により、営業利益が落ち込んだことによるものと思われれます。

また、還付に当たり加算金が生ずることから、その額6万5,000円を措置いたしました。

秋田県信用組合から寄附されました学校図書購入については、創業70周年の節目として、秋田県の将来に役立つ人材の育成と教育支援を目的に、小・中学生向けの図書購入費20万円が7月12日に寄附されましたことから、その購入費として同額を措置しております。

町民税還付金等の612万5,000円の財源としては、繰越金390万6,000円と普通交付税221万9,000円で措置いたしました。

その結果、補正額は歳入歳出とも632万5,000円で、これを追加した補正後の歳入歳出予算総額を41億2,092万3,000円とするものであります。

まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 基本的な事項について確認をさせていただきたいと思います。

まず、この法人町民税の申告納税をされた時期はいつか。それから、当町には、この予定納税といえますか、申告納税をされている会社は何社ぐらいあるのか。それから、還付金の計算については、いつの時点からいつまでがその計算になるのか。4点目は、還付加算金には、加算金が当然加わるわけですが、これはまあ言ってみますと、その期間の利息になるものと思いますが、その利率はどのぐらいなのか。

以上4点お尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 通常、法人の関係の申告につきましては、決算期の月の2カ月後という形が原則でございます。

ただし、国税における法人税法上で監査法人等の監査を受ける場合等、一定の要件を満たす場合については申告期限の延長という制度が認められております。

地方税法におきましても、国税の法人税法のほうでそちらの申告期限の延長が認められた場合は、地方税法においてもこれに準ずるという扱いになってございまして、今回の関係する会社につきましては、2カ月の延長という形が認められております。

したがいまして、今回7月26日という形で申告書が提出されているということでございます。

すみません、それから次の点の予定納税をしている会社は幾つあるかという点でございませうけれども、細かい数値が今現在手元にはございませんが、一般的などいうか、これ取り決

めというか、決まりについて一応お話ししておきますと、予定納税制度につきましては決算期における法人税額、こちらのほうが20万円を超える場合、これについては法人税法上で予定申告納税もしくは中間申告、こちらのほうをしなければいけないという決まりになってございます。

これにつきましても、地方税法においてそれに準ずるといふ扱いがございますので、そういう取り決めを各会社はしているということでございます。

それから、次の加算金の計算につきましては、その加算金の計算の式につきましては、その納付をした日もしくはその申告期限の日のどちらか遅いほうから、今回、支出の決定を処理をした日までの期間計算をすることになってございます。

利率につきましては、その年によって多少変動はございますけれども、平成30年1月1日以降につきましては、還付加算金の利率は1.6%で計算することになっております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、納税額が20万円を超えない会社については、これはする必要がないというふうに考えていいわけですか。

○町民課長（安保明彦君） はい、そのとおりです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、会社の都合によってこれを予定納税しなくてもいいという選択肢はないと考えていいのですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） はい、そのとおりです。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） 町側には、この予定納税を拒否する、断るということは可能なのですか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） できません。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本臨時会において予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第3回小坂町議会（臨時会）を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時14分